



秋田県公報

目次

ページ

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例(五七・人事課)：2

この号で公布された
条例のあらまし

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五七号)

1 平成一六年八月分の知事の給料月額を次のとおり減額することとした。

減額前の給料月額	減額後の給料月額	減額率
一、二〇六、五〇〇円	一、〇八五、八五〇円	一〇〇分の一〇

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年七月二十三日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第五十七号

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与および旅費に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 平成十六年八月一日から同月三十一日までの間における知事の給料月額は、第二条及び前項本文の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

購 読 料 金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田県松原印刷株式会社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(862)8766 FAX(863)0005
E-mail:matsubara@matsubaransatsu.co.jp

